

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（案）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 再生資源物屋外保管業の規制（第七条—第十九条）
- 第三章 雜則（第二十条—第二十六条）
- 第四章 罰則（第二十七条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、再資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 再生資源物 使用を終了し、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百二十二条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、法第十七条の二第一項の有害使用済機器並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- イ 金属又は金属を含む混合物
- ロ プラスチック又はプラスチックを含む混合物

- 一 屋外保管等 再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものを使用して行う再生資源物の屋外（屋根及び周壁又はこ

これらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。）における保管又は破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（以下「破碎等」という。）をいう。

三 再生資源物屋外保管業 屋外保管等をする事業（自ら原材料として使用するために屋外保管等をする事業を除く。）をいう。

四 再生資源物屋外保管業者 第七条第一項の許可を受けて再生資源物屋外保管業を行う者をいう。

五 再生資源物屋外保管事業場 再生資源物屋外保管業の用に供する事業場をいう。

六 保管物 再生資源物屋外保管事業場において保管される再生資源物（当該再生資源物と一体的に保管される物品を含む。）をいう。

（再生資源物屋外保管業者の責務）

第三条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場からの保管物の崩落又は再生資源物屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼（以下「保管物の崩落等」という。）を未然に防止するとともに、再生資源物屋外保管業により県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないよう努めなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場に係る苦情があり、又は紛争が生じたときは、誠意をもつて解決するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者の条において「土地所有者等」という。）は、再生資源物屋外保管業を行おうとする者に対し土地を譲渡し、又は使用させようとするとときは、当該者が保管物の崩落等を未然に防止する措置を講ずること並びに再生資源物屋外保管事業場が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないものであることを確認するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定による確認ができないときは、再生資源物屋外保管業を行おうとする者に対し当該土地を譲渡し、又は使用させないよう努めなければならない。

（県の責務）

第五条 県は、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障の発生を防止するため、市町村と連携して、その区域内における屋外保管等の状況を把握し、屋外保管等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が講ずる屋外保管等に係る措置について、市町村に対し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 再生資源物屋外保管業の規制

（再生資源物屋外保管業の許可）

第七条 再生資源物屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合（複数の再生資源物屋外保管事業場が隣接する場合にあっては、これらの敷地面積の合計が百平方メートルを超えるときを除く。）は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に再生資源物屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 三 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備
- 四 再生資源物を保管する場所（以下「保管場所」という。）の位置及び面積並びに保管物の規則で定める区分
- 五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法
- 六 再生資源物の破碎等をする場合にあっては、当該破碎等をする場所の位置及び面積、当該破碎等の種類及び方法その他の規則で定める事項
- 七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項にお

いて「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準)

第八条 知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る再生資源物屋外保管業の計画が第十条第二号から第七号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 再生資源物屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対しても該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 屋外保管等に伴つて生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、屋外保管等をする場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置(油を含む水を処理する装置をいう。)及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること。

三 前条第一項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令のうち規則で定めるもの、この条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第

一項を除く。）に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪又は暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ヘ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号（法第四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者のうち当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条第一項の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。チにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分（再生することを含む。

チにおいて同じ。）の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

チ トに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、トの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であつた者のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 第十七条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ヌ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ル 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヲ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからルまでのいづれかに該当するもの

ワ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからルまでのいづれかに該当する者のあるもの

カ 個人で規則で定める使用人のうちイからルまでのいづれかに該当する者があるもの

ヨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可の条件）

第九条 知事は、第七条第一項の許可には、県民生活の安全の確保及び生活環境の保

全において必要な条件を付付することができる。

(基準遵守義務)

第十条 再生資源物屋外保管業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 再生資源物屋外保管事業場を第八条第二号の基準に適合するように維持すること。

二 容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

- 三 再生資源物屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。
- 四 屋外保管等に伴つて生じた污水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

- 五 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

- 七 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること。

(変更の許可等)

第十一条 再生資源物屋外保管業者は、第七条第二項各号に掲げる事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 第八条及び第九条の規定は、前項の許可について準用する。

3 再生資源物屋外保管業者は、第七条第二項各号に掲げる事項（第一項の規則で定める事項を除く。）に変更があつたときは、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 再生資源物屋外保管業者は、自己の名義をもつて、他人に再生資源物屋外保管業を行わせてはならない。

(廃業等の届出)

第十三条 再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場

合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬい。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により消滅し、又は解散した場合 その清算人

五 その許可に係る再生資源物屋外保管業を廃止した場合 再生資源物屋外保管業者であつた個人又は再生資源物屋外保管業者であつた法人を代表する役員

（標識の掲示）

第十四条 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、再生資源物屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、前項の事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（帳簿の作成及び保存）

第十五条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場ごとに帳簿を作成しなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物の受取又は引渡し（この項において「取引」という。）をしたときは、その都度、取引の年月日、取引の相手方の氏名又は名称、取引をした再生資源物の種類その他の規則で定める事項を前項の帳簿に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録しなければならない。

3 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、第一項の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十六条 再生資源物屋外保管業者は、当該再生資源物屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、再生資源物屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法等の改善命令等)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第七条第一項又は第十二条第一項の許可に係る再生資源物屋外保管事業場が第十条各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 二 再生資源物屋外保管業者が第九条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- 三 再生資源物屋外保管業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告（同項第一号又は第二号に係るものに限る。）を受けた再生資源物屋外保管業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めてその勧告に係る屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて再生資源物屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第十八条 知事は、再生資源物屋外保管業者が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第七条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業が行われた場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業を行つた者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 不正の手段により第七条第一項又は第十一条第一項の許可を受けたとき。

二 第十条又は第十一条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業を行つたとき。

2 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第九条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。

二 第十条の規定に違反して再生資源物屋外保管業を行つたとき。

三 第十二条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業を行つたとき。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を取り消された者は、取り消された許可に係る再生資源物屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

第三章 雜則

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生資源物屋外保管業を行つていると認められる者その他の関係者に対し、再生資源物屋外保管業その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物屋外保管業を行つていると認められる者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第二十二条 知事は、この条例の規定に基づく事務に關し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第二十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により再生資源物屋外保管業の許可を申請する者 ●万円
- 二 第七条第三項の規定により再生資源物屋外保管業の更新の許可を申請する者 ●万円
- 三 第十一条第一項の規定により再生資源物屋外保管業の変更の許可を申請する者 ●万円

2 納付した手数料は、返還しない。

(適用除外)

第二十四条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が再生資源物屋外保管業を行う場合
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十三条の二第一号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において再生資源物屋外保管業を行う場合
- 三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可を受けた解体業者又は同法第六十七条第一項の許可を受けた破碎業者が当該許可に係る事業所において再生資源物屋外保管業を行う場合

(市町村の条例との関係)

第二十五条 市町村が屋外保管等の規制に係る内容の条例を制定し、又は制定しようとする場合であつて、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣旨に即したものと認めるときは、当該市町村を指定するものとする。この場合において、この条例の規定（第五条及び第六条を除く。）は、適用しない。

2 前項の指定は、規則で定めるところにより告示をしてするものとする。

3 前二項の規定は、第一項の指定の解除について準用する。

(委任)

第二十六条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して、再生資源物屋外保管業を行つた者
- 二 不正の手段により第七条第一項又は第十一条第一項の許可を受けた者
- 三 第十二条の規定に違反して、他人に再生資源物屋外保管業を行わせた者
- 四 第十七条第二項又は第十八条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第三項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十五条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による告示は、この条

例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に再生資源物屋外保管業を行つてゐる者（第七条第一項ただし書に該当する者を除く。）は、この条例の施行日から起算して六月間は、同項の許可を受けないで、再生資源物屋外保管業を行うことができる。

4 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした者は、施行日に第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 附則第三項に規定する者がこの条例の施行の際に使用してゐる再生資源物屋外保管事業場については、第八条第一号の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

7 附則第三項に規定する者がこの条例の施行の際に使用してゐる再生資源物屋外保管事業場については、第十条第一号から第七号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

「注」 再生資源物の屋外保管等の規制に關し、必要な事項を定めようとするものである。